

里親に委託した子ども、あるいは乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設などの施設（障害があった場合は、障害児入所施設）に入所した子どもの多くが、被虐待経験及び家庭からの分離体験によって、心身の脆さや心理的問題、行動上の問題を抱えていることが多い。児童相談所は、子どもが里親委託、施設入所した後も引き続き、子ども、保護者・家庭への援助を継続するとともに、子どもや家庭に大きな変化や問題が生じた時だけでなく、日ごろから適宜、里親や施設とも情報交換を行うことが必要である。

子どもの健全な成長を促すことは多面的、長期的な視野のもと、大変に時間と労力を必要とすることであり、児童相談所は里親・施設との緊密な連携だけでなく市町村や関係機関も含めた協働を図ることが欠かせない。

家庭復帰の可能性についてはもちろん、面会や通信を始めとする親子関係修復の手段や方法についても援助方針会議などで検討し、児童相談所として決定する。また、必要に応じて方針の見直しや支援内容の検討を行う。再度の見直しや支援状況の確認が必要な場合は、次回の会議提出日をあらかじめ決めておき、必要な検討や修正が行われないうまま事態が推移してしまうことを防ぐことが必要である。

子どもや保護者、家庭状況についての情報共有にあたっては要保護児童対策地域協議会などを活用して、市町村、関係機関、子どもが所属していた保育所、学校等も支援状況や支援段階を確認できるようにすることが望ましい。

1. 里親委託

子どもが一定の養育者から、安定した家庭環境の中で個別で親密な人間関係を経験しながら日々の手厚いケアや愛情を受けて育つことは、身体のみならず心の成長においても大切である。虐待を受けた子どもの援助において、里親委託は家庭に代わる重要な社会的資源の一つである。

しかし、保護者の多くは自身の虐待行為を自覚し援助を求めている場合であっても、子どもを失ってしまうのではないかという不安感から里親委託には消極的であることが多い。そのため、児童相談所は子どもにとって里親委託が適切であると判断した場合、保護者に対してその趣旨や里親の種類による区別等をよく説明し、理解を得る働きかけが欠かせない。

一方、親密な人間関係ゆえに、里親と子どもとの関係がうまくいかなかった場合、里親、子ども双方の傷つきが大きい。そのような事態を防ぐには、研修の実施（新任里親、未委託里親、委託里親に合わせた養育技術や養育の心構え、児童相談所や関係機関との関わり）と委託後の養育支援が不可欠である。その上で、児童相談所は慎重なマッチングを行って里親委託を行うとともに、委託前、委託時、委託後については「千葉県里親等家庭養育運営要綱」等に基づき、適切な支援をする。

参考

① 里親の種類

- ・養育里親 何らかの事情により、保護者のいない又は保護者に監護させることが適当でない子どもを養育する里親。必ずしも、養子縁組を前提としたものではない。
- ・養子縁組里親 養子縁組を前提として、子どもを養育する里親。
- ・親族里親 両親など子どもを現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院などにより養育できなくなった子どもを扶養義務者及びその配偶者である親族が代わって養育する里親。
- ・専門里親 2年以内の期間を定め、虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども又は身体・知的・精神障害がある子どもを養育する里親。

② 小規模住居型児童養育事業

- 5人又は6人の子どもを、養育者の住居(ファミリーホーム)で養育する。養育里親の経験など一定の要件を満たす養育者3人以上で養育にあたる。
- 法律上の里親ではないが、里親や施設と並ぶ、子どもの養育の委託先として位置付けられている。子ども同士の相互作用を活かしつつ養育を行うことができることから、里親との、1対1の関係を築くことが困難である子どもの場合でも家庭的養護が可能である。

(1) 委託に向けての事前説明・事前準備

里親に子どもの成育歴、里親委託に至った経緯、家族関係、子どもの発達状況、性格や行動の特徴などを丁寧に説明する。里親・子ども双方が安心して新しい生活を始められるよう、たとえ幼い子どもであっても、面会を重ね関係づくりに配慮する。

虐待を経験した子どもは、赤ちゃん返り、過食、反抗など大人の苛立ちを引き出すことがまま見られることを事前に里親によく理解してもらう。また、そのような困難に遭遇した場合の対応については、児童相談所の支援を得るよう勧める。

母子保健サービスや子育て支援事業等を含めた市町村による支援サービスの活用についても紹介しておく。必要に応じて里親家庭の市町村において個別支援会議を開催し、事前にサポート

体制を整えておくことも有効である。

保護者との面会、引取り希望などについては、児童相談所と綿密に打合せを行い、里親だけで保護者に対応しないよう理解を得る。委託中の里親による監護措置について保護者は不当に妨げてはならず、緊急の場合は、保護者の同意が得られなくても医療を受けさせることができることを説明する。

(2) 委託時の説明

児童相談所は援助方針に基づいて作成した「自立支援計画」を里親に提示する。定期的な家庭訪問時に子どもの様子を見たいこと、里親も気軽に相談してほしいことなど今後の児童相談所との関わり方について伝える。

併せて、児童心理司による子どもの発達相談や、里親対応専門員による育児指導や養育に関する相談を実施することも伝える。緊急に乳幼児を委託する場合は、母子健康手帳のコピー、入院していた場合は病院の看護サマリー抜粋や、児童相談所嘱託医による注意書き、可能であればそれまでの養育者による注意書きなどにより、個人情報提供範囲を吟味して、それまでの成育状況や今後の養育上の留意点を書面に記して渡すことが望ましい。委託後に市町村保健師の訪問も実施するので、健康診査や予防接種の相談や育児相談を受けるよう勧める。

児童相談所は管轄外の里親に委託する場合も、里親家庭のある市町村保健センターに直接連絡し、委託経緯の要点と乳幼児の状態などについて情報提供して速やかな訪問とその結果報告を依頼する。

里親委託したときは、児童相談所は保護者に、その理由、委託中の監護措置、面会や通信、費用等について説明し、措置決定通知書を送付し、併せて市町村にも連絡する。

(3) 委託後の支援

里親委託中は、継続的な支援を行う。

- ① 養育援助及び心理的サポートを目的とする定期的な家庭訪問を実施する。
(委託後2か月間は2週間に1回程度、2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度)
- ② 子どもへの心理的ケアや発達診断を実施する。
- ③ 里子が乳幼児の場合は、里親居住地の市町村等と連携し、市町村保健師による訪問指導や、母子保健・育児支援サービスを積極的に活用して支援する。
- ④ 面会を始めとする子どもと家族との交流や家庭復帰に関わる家族関係支援に関しては「家族関係支援のためのアセスメント」(書式編P14)を活用し、里親の協力・意見を得ながら児童相談所が中心となって実施する。
- ⑤ 児童相談所や里親会による里親制度や養育技術の研修。
- ⑥ 里親会活動参加による里親同士の交流、養育技術の向上、支え合い。
- ⑦ 育児負担感軽減のためのレスパイト・ケアの勧奨。
- ⑧ その他地域社会資源活用の勧奨。
- ⑨ 年に1回、子どもの自立支援計画を作成する。その際には、里親の協力を得るとともに、子どもや保護者の意見を尊重するよう努める。

2. 施設入所

児童相談所が策定する援助方針は、子どもや家庭等有する課題や問題点について、家庭環境調整を含めた援助の目標、援助方法、その他の留意事項を短期的、長期的に明確にするとともに、その他の関係機関、社会資源の役割についても明確にしたものである。施設が援助方針を参考にしながら子どもや家庭への支援をしつつ年1回の自立支援計画を作成する際、児童相談所は積極的に協力する。

(1) 子どもへの援助

ア 施設入所時

子どもは「自分が悪いから入所した」という誤った認識を引きずっていることがある。その認識は保護者から植え付けられることもあるが、子どもの周囲の出来事を自分のせいと思い込む傾向が影響していることもある。入所時には、児童相談所は施設とともに、必要に応じて「あなたは悪くない」と伝えるとともに、施設入所を子どもなりに前向きに捉えられるような配慮や関わり方を工夫する必要がある。

児童相談所は施設と連携し、心身に問題を抱えた子どもの回復のために、「安心感・安全感の確保」「『怒り』の感情の受け止めや整理」「自己肯定感の獲得」等のケアについて配慮する。

イ 入所後の支援・情報共有

児童相談所の担当職員は、定期的な施設訪問やそれ以外のあらゆる機会を活用して施設職員だけでなく子ども本人とも面会し、子ども自身が現在の担当者を知っているように努める。担当者が異動した場合は、新たな担当者はできるだけ早いうちに面会する。また、担当児童福祉司や児童心理司、子どもの実情に応じて施設の心理療法担当職員、児童相談所が派遣する訪問心理療法職員を活用して、心理療法の実施や施設内カンファレンスへの協力をする。

担当児童福祉司、児童心理司は、施設入所後も必要に応じて、施設訪問や施設職員と子どもの児童相談所への定期的な通所により、フォローアップのための面接、プレイセラピーなどの治療的関わりを実施する。

施設からの情報や相談等を受けて援助方針の変更や追加がある場合、児童相談所は、受理会議や援助方針会議において組織としての判断及び方針を立て、それに基づいて対応する。その内容、子どもの状況についても適宜、市町村に連絡し、要保護児童対策地域協議会実務者会議などの場で情報共有できるようにする。児童相談所と施設はともに、子どもが大切にしていた人やものとの関係を大切にするために、子どもと関わりのあった保育所、幼稚園、学校等の担任等、市町村及び地域の関係者の通信や面会などを積極的に勧める。

(2) 保護者・家庭への援助

ア 施設入所時の説明

保護者も子どもと同様に「子どもが悪いから施設入所させた」と誤った認識を持っていることが多い。自身の養育に虐待行為があったことを認識することが親子関係修復の第一歩と

なるので、児童相談所は施設入所の必要性を説明するときに、保護者の虐待について告知する。告知の内容及び保護者の受け止め方については施設に情報提供する。(☞本編 P98「虐待の告知」を参照) 施設長の監護措置及びこれに対する不当な妨げの禁止、緊急時の施設長による対応等についても説明を行う。入所時には虐待の認識がある保護者も、時間経過とともにその認識が薄れていくことが多い。児童相談所は面会時、帰省を検討する時期、帰省時など節目となる時期に、保護者の認識を確認し、誤りがあれば修正するよう努める。特に、担当者が変更になった場合などは、入所当初の経緯把握が不十分だと、保護者の誤った認識に引きずられることがあるので注意する。

イ 保護者への支援

児童相談所は虐待を行った保護者に対しては、入所後も児童相談所における面接や家庭訪問により、保護者の状況やきょうだいの養育状況、家庭状況についても把握し、支援や指導を行った場合などは、必要に応じその内容や効果についても市町村や施設にフィードバックする。

児童相談所あるいは施設は、具体的な養育方法を体得することにより虐待行為の改善が見込まれる保護者には、ペアレント・トレーニングなどを提案、実施する。

現在の家庭状況や保護者の成育の背景などから、虐待が生じる心理的メカニズムを解明し、家族病理が深い場合は、児童相談所での精神科医や児童心理司によるカウンセリング、必要に応じ精神科医療機関や心理相談室等を紹介する。その他、保護者が生活上抱えている問題等について、福祉サービス等の活用（DV 被害者支援、経済的支援、保育サービスの利用など）を促し、保護者自身が問題解決に向かう姿勢を支える。

ウ 家族関係支援

面会や通信などを始めとする親子関係修復の手段、方法については、保護者への支援状況及びその達成状況を確認した上で、保護者とも話し合い、子どもの自立支援計画を踏まえて、判定会議や援助方針会議により組織として判断する。その際には、「家族関係支援のためのアセスメント」(☞書式編 P14) を活用する。面会や通信を制限しているケースにおいては、どのような状態になったら親子交流を開始するかについて明らかにする。

なお、親子交流プログラムの作成には保護者も参画することが望ましい。

家庭復帰に際しては、具体的条件を保護者、施設、児童相談所で確認しておくことが大切である。児童相談所は上記の実施にあたっては、家庭復帰も含めた家族関係の支援が施設の本務の一つであることを認識し、施設に配置されている家庭支援専門相談員（ファミリー・ソーシャル・ワーカー）を中心に施設ともよく連携し、ケースに応じて協働、役割分担する。

【参考】 保護者からの面会・通信・引取り要求、不当に妨げる行為

- 児童福祉法第47条第4項に基づき、施設長は監護・教育・懲戒に関し必要な措置をとることができ、これに関して保護者は不当に妨げてはならない。
- 保護者の同意により入所している場合でも子どもの心身の安全を考え、面会や通信の制限が必要な場合は、児童相談所又は施設長は面会や通信を制限できる。(児童虐待防止法第12条) その場合、児童相談所と施設は保護者による強引な通信、面会、引取り要求には応じないこと、実力行使する場合は警察の介入を辞さないことを児童相談所と施設の間で共有しておく。
- 同意による入所の場合でも、引取り・面会・通信を認めると虐待の再発や子どもの保護に支障をきたすおそれがあると判断した場合は、児童福祉法第28条により家庭裁判所へ施設入所承認を求めることを援助方針会議において決定する。その際、児童相談所は施設への措置を一時保護委託に切り替える。(児童虐待防止法第12条の2)
- さらに必要に応じて接近禁止命令を発することができるが、施設長や児童相談所長の監護措置に対する保護者の不当な行為が止まないときは、親権制限の審判の請求等も検討する。

(3) 市町村機能の活用

児童相談所は、子どもが施設に入所した場合には市町村にも連絡し、子どもの家族関係支援や社会的自立に向けて、施設入所中の子どもや家庭に関する情報提供を行う。入所中の家庭訪問、支援ネットワークの整備などについても市町村とともに行うことが望ましい。

家庭復帰だけでなく、子どもが帰省する際には、児童相談所は市町村に連絡する。市町村は要保護児童対策地域協議会実務者会議などを活用して、関係機関と情報共有し、協力してモニタリング体制を敷くことが望ましい。

また、施設や里親も個別支援会議等へ出席するなど要保護児童対策地域協議会の一員としての役割を担うことも期待されている。

(4) 障害児施設入所の場合

障害者自立支援法施行に伴う児童福祉法の改正により、平成18年10月から児童相談所が入所施設を決定する措置に換えて、保護者又は利用者が施設と契約を締結しサービスの提供を受ける契約制度が導入されたが、入所理由が虐待などによる場合は児童相談所長の措置による入所が認められている。

【措置の基準】

千葉県の基準として、下記ア～エの基準に該当し、利用契約を結ぶことが困難であると児童相談所長が判断したときは、措置とすることができる。(平成28年3月10日 障第4477号 「障害児入所施設等への措置の基準」より)

ア 児童の虐待防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に定める児童虐待若しくはそれに準じる行為(以下、「虐待等」という。)が認められるとき、又は虐待等のおそれがあると児童相談所長が認めたとき。

イ 保護者等(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、18歳未満の障害児(以下、児童等)を監護するべきものをいう。)の死亡、行方不明等により児童等を監護するこ

とができないと児童相談所長が認めたとき。

ウ 保護者等が心身の疾患等により入院若しくは在宅による療養中であり、児童等を監護することができないとき。

エ 保護者等が服役、施設入所等により児童等を監護することができないとき。

(5) 転居している場合の帰省

保護者が児童相談所の管轄外に転居した家庭に子どもが帰省する場合は、子どもを措置している児童相談所が転居先を管轄している児童相談所に、家庭訪問による生活状況の把握等の調査を依頼する。なお、措置している児童相談所が、転居先の家庭を直接確認する必要がある場合においても、事前に情報を共有した上で、両方で訪問をするなど協力を依頼する。

また、家庭復帰が検討されているケースにおいては、措置している児童相談所が転居先児童相談所に、事前に協議した上で同行訪問を依頼することが望ましい。その際は家庭の理解を得ておく。

(6) 家族関係支援のためのアセスメント

虐待ケースへの援助の中で、特に施設入所等の親子分離をした場合、保護者と子どもの交流（通信・面会・外出・外泊）が可能であるかどうかの見極め等、家庭復帰へ向けたプログラムの検討は、子どもの安全確保を第一に考え、細心の注意を払って慎重に行うことが必要である。援助方針会議において、施設の意見を参考にしながら児童福祉司や児童心理司等の意見に基づき、子どもや家族の状況、家庭状況、支援効果などを総合的に検討した上で、保護者と子どもの交流の方法、頻度、内容を判断する。

交流により子どもの安全や安心感が損なわれることがあってはならないので、通信方法は手紙か電話か、面会方法は児童相談所での面会か施設での面会か、職員立会いの要否、時間や頻度について、子ども、保護者、施設、その他の関係者とも十分に協議する。また、交流は段階的に計画・実施し、子どもの状態を見定めながら慎重に進めていくことが望ましい。

ネグレクトケースの場合には、愛着関係形成も視野に入れて、入所段階から積極的に保護者と子どもの交流を促進する働きかけが必要な場合が多いので、子どもの年齢や虐待の態様によっても、支援プランの内容を検討する必要がある。

「家族関係支援のためのアセスメント」（書式編 P14）は、このような局面で保護者と子どもの交流の段階や、それに伴う子ども、保護者・家庭への支援も含めて検討するときに、客観的な指標として用いることを想定している。したがって要保護児童対策地域協議会などにおいて、関係機関もアセスメント過程に参画して決定するなど、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用することが重要である。また、保護者も支援の目的や内容・方法について理解し、合意していることが望ましい。

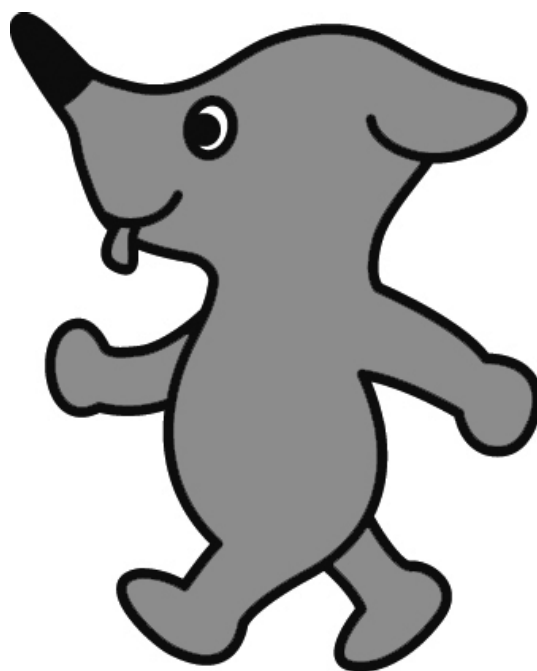
児童相談所が目標とする家族関係支援は、子どもが自立していくための家族との適切な関係構築であり、必ずしも家族との同居生活とは限らない。その際、それまで子どもが支えとしてきた大切な人やもの、イメージすべてを失ってしまうことのないような配慮、工夫が求められる。

(7) 施設退所の判断の目安

家庭環境の改善や子どもの成長に伴う自立度の向上などにより、家庭復帰が可能と考えられる場合には、施設長に意見聴取の上、児童相談所が施設退所の決定をする。

退所を検討する際には、虐待の再発のおそれの要因が解消されていること、再発の予防対策が練られていることが大切であり、市町村の要保護児童対策地域協議会実務者会議などにおいても協議することが望ましい。その際には「家族関係支援のためのアセスメント」(書式編 P14)を活用する。また、性的虐待など家族関係の維持が不適切な場合には家庭復帰は避け、子どもが自立する支援計画を立てることが必要である。

措置解除の判断は慎重に行い、親権停止・喪失の取消し請求が必要な場合は併せて行う。



重要！ 家庭復帰を検討する段階、家庭復帰後における保護者援助**①家庭復帰の適否の判断**

- ・ これまで行われた保護者援助の効果、援助方針及び自立支援計画の達成状況並びに児童福祉施設長の意見等を勘案した評価
 - ・ 保護者の現状の確認
 - ・ 子どもの意思の確認
 - ・ 家庭復帰する家の状態、家庭環境等を直接確認
 - ・ 地域における援助体制・機能の評価
- 等を行った上で、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」等を参考にして客観的かつ総合的に判断する。

②家庭復帰の方針を決定した場合

- 市町村(要保護児童対策地域協議会)、当該子どもが入所する児童福祉施設等と協働して、当該保護者が、地域の関係機関から適切な援助を受けるように指導するとともに、子どもが家庭や地域で安全に暮らせる環境を整え、市町村に対して援助内容を明確に伝える。
- 特に、地域における援助内容を決定するには、市町村(要保護児童対策地域協議会)とともにケース検討を行い、子どもの心身の状態、昼間過ごす場、家の状態、家族状況、家庭環境、保護者の遵守事項等を関係機関が理解した上で、各機関が具体的に支援する役割を決めることが重要である。

③家庭復帰後の保護者援助

- 保護者援助によって児童虐待のリスクが逡減して家庭復帰ができたとしても、当面の間は、当該家庭の状況の変化を即座に把握し、対応するために継続した援助を続けることが必要であり、一定期間(少なくとも6か月間程度)は、児童福祉司指導措置等又は継続指導を採るものとする。
- 児童相談所は、市町村(要保護児童対策地域協議会)と役割を分担して、家庭訪問のタイミングや回数、子どもが所属する機関の役割等に関して統一的な対応方法を共有するとともに、児童相談所が当該事例のケースマネジメントを担うことを明確にしておく。
また、市町村の援助機関では、養育状態が悪化した場合の統一的な対応方法を共有し、状態の変化が起きれば躊躇なく実行する。
- 当該家庭の経過が良好であれば、児童福祉司指導措置等を解除し、その後の対応を市町村に引き継ぐこととする。

*参考通知:平成20年3月14日付 雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」

(別添)児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン・(別添)チェックリスト

重要! 「家族関係支援の手引き～切れ目のない支援の実現に向けて～」

(家族関係支援調整プログラム調査研究委員会)

千葉県では、平成17年度に、社会福祉審議会のもとに4つの委員会(「社会的資源あり方検討委員会」「死亡事例等検証委員会」「児童虐待防止調査研究委員会」「家族関係支援調整プログラム調査研究委員会」)からなる「社会的養護検討部会」を設置し、児童虐待防止対策を積極的に進めることとした。

「家族関係支援調整プログラム調査研究委員会」においては、県の実情に即した家族関係支援のためのプログラムを作成・実施するための調査研究を行い、被虐待児の心理的ケア及び虐待を行った保護者と児童の関係のあり方等を検討した。

親子関係の修復を一般的には「家族再統合」と言うことが多いが、千葉県では支援プランを立てる目標を家族の態様に応じた家族関係支援とし、“(親子分離した)全ての子どもを家に帰す”ということではないため、“再統合”という文言を“関係支援”に換え、平成20年3月に「家族関係支援の手引き」を作成した。

児童虐待が起こってしまった家庭の家族関係支援に際しては、支援者側は支援プランにより目標を共有することが必要である。P115「家族関係支援の流れ」に沿うことにより、支援者側が、子どもと家族に提示する援助プランの“大きな枠組み”を念頭にケースマネジメントについて共有できるようにし、“今”行っている個々の援助が、支援全体のどのあたりのところを行っているのか、どの辺まで課題解決できていて次の支援プラン・設定目標が何であるか等、支援者自身が認識でき、それにより支援の一貫性を保てるようにしている。あわせて、統一の評価、見立てをするために「家族関係支援のためのアセスメントシート」を使用することで、支援者間の視点・認識の共通化を図ることとした。

児童虐待防止対策の目標は、虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、ひいては社会的自立に至るまでを支援することにある。早期発見・対応のみならず、発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの各段階において、「子どもの権利擁護」という理念に立脚し、関係機関による切れ目のない多様な支援体制構築のため一人ひとりが何ができるのかを考えることが望まれる。分離保護が支援のゴールではない。支援を展開することによって、中には在宅支援を支える地域ネットワークの連携によって、分離保護されるだけではない別の選択肢が見えてくる可能性もある。家族機能の改善が見込まれないケースについては、「生みの親」ではない里親委託や養子縁組などの永続的・恒久的な人間関係が保障できる環境を整えていくことが必要である。一方、虐待加害者に対しては“懲罰”ではなく“真に援助を必要している人”と位置づけ“ひとりの人として支援する”姿勢が必要である。

虐待に至る事例形成の要因は個別ケースごとに様々である。従って、家族関係の支援に際し標準化されたプログラムでもって画一的に実践されることだけが解決につながるとは限らない。また、重層的な支援の展開に際し、児童相談所だけでサービスの全てを担うことには限界があり、児童相談所一機関のみならず、市町村を含んだ地域全体での取組み、地域の関係機関の総合的な取組みが重要かつ不可欠である。児童相談所を中心とした地域コーディネートのあり方・役割、方向性を明確にするとともに、地域における援助・ケアシステムのあり方や、地域の実情に応じた柔軟性を活かした継続性あるサポートネットワークづくり・サービスを総合的に検討する必要がある。

千葉県では、「家族関係支援の手引き～切れ目のない支援の実現に向けて～」の作成等を契機に、平成21年度から家族関係支援の円滑な実施に寄与するため、家族関係支援事業を実施している。

事業の内容としては、①研修の実施、②児童相談所で活用できる(現場での支援に役立つ)具体的なツールの集積・開発・制作・提供、③スーパーバイザー招聘のもとプランニング力や面接スキルの向上に向けた事例検討、④先進県等との交流、⑤調査研究、等に取り組んできている。

継続的に家族関係支援事業を実施することにより、これまで集積されてきた知識や技法の周知と実践を継続するノウハウを集約し、児童相談所の家族関係支援実践力と精度を高めるよう努めている。

